

一宮市立木曾川市民病院エレベーター改修工事
公募型プロポーザル実施要領

一宮市立木曾川市民病院

1. 目的

本事業は一宮市立木曽川市民病院において既存エレベーターの老朽化に伴う改修工事を行うために、物件状況などにに基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境及び患者・家族への配慮等の観点から総合的な技術検討を行い、最適な施工事業者の選定を行うことを目的とし、以下の事項を定める。

2. 工事概要

(1) 工事件名

一宮市立木曽川市民病院エレベーター改修工事（設計・施工一体型プロポーザル方式）

(2) 工事場所

一宮市立木曽川市民病院 中央エレベーター（2号機）、小荷物専用昇降機

一宮市木曽川町黒田字北野黒165番地

(3) 工事概要

本工事は本館中央エレベーター1基のかご室、乗場扉、三方枠、レール等を流用し、巻上機、制御盤、操作盤、表示器具、着床装置等の制御機器等の部品交換を行い、耐震性能の向上及び安全対策の強化を実施する。

尚、工事の対象となる本館中央エレベーターは地上1階部分、2階の外来診察、4、5階の入院病棟として患者及び家族の方が主に使用するエレベーターである。また、小荷物専用昇降機は、外来診療に必要な機器であるため、利用できない期間及び時間を極力なくすことを前提としている。

(4) 工事限度額（税込）

32,411,000円

(5) 工事完了日

2026年3月31日

(6) 事業概要

別添仕様書のとおり

(7) 事業者選定に係る日程

募集の告示	2025年8月1日（金）
参加申込の受付期限	2025年8月8日（金）
質問受付期限	2025年8月15日（金）
質問回答	2025年8月22日（金）
企画提案書の提出期限	2025年9月12日（金）
参加資格審査の結果通知	2025年9月19日（金）
企画提案書の審査	2025年9月16日（火）～26日（金）
結果通知	2025年10月3日（金）

3. 参加申込書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

〒493-0001 愛知県一宮市木曾川町黒田字北野黒165番地

一宮市立木曾川市民病院 業務課

電話：(0586) 86-2173 内線561、FAX：(0586) 86-0830

(2) 参加申込書の提出期限

2025年8月8日（金）午後5時（必着）

(3) 提出書類（1部）

- ・プロポーザル参加申込書（様式1-1）
- ・暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書（様式1-2）
- ・企画提案書提出者連絡先（様式2）
- ・企業の施工実績（様式5）
- ・企業施工実績資料（様式5-1）

4. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) プロポーザルに参加する者は一宮市の令和6・7年度建設工事入札参加資格者名簿に登録または申請手続き済みであること。また、次のいずれかに該当する者は応募者となることができない。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申し立てがなされている者。
- ② 地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者。
- ③ 提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ④ この公募の日から企画提案書の審査までの期間において、「一宮市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結、以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けている者。
- ⑤ 企画提案書及び見積書の提出時において、一宮市より指名停止処分を受けている者。
- ⑥ 不正な手段を用いて本院のエレベーター改修工事を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げる若しくは妨げた者。

- (2) 類似工事の実績（過去10年間の同種工事（※1））

施工実績 対象工事は契約金額2,000万円以上【3件以上】

（※1）同種工事「国、地方公共団体又は公立病院が発注した既存建築物のエレベーターのリニューアル工事の施工実績とする。」

5. 企画提案書及び見積書作成に係る基本的事項

- (1) 企画提案書及び見積書は、「仕様書」を参考に、本工事内容を十分踏まえて作成すること。
- (2) 工事限度額を超えての見積額の企画提案はできないものとする。

- (3) 工事完了期限は2026年3月31日とする。

6. 企画提案書及び見積書の作成要領

- (1) 企画提案書はA4版で作成すること。
(2) その他参考となる資料があれば添付すること。
(3) 見積書は様式8を使用し、内訳書は任意書式で構わない。

7. 企画提案書等の提出先及び提出期限等

- (1) 提出先

〒493-0001 愛知県一宮市木曾川町黒田字北野黒165番地

一宮市立木曾川市民病院 業務課

電話：(0586) 86-2173 内線561、FAX：(0586) 86-0830

- (2) 企画提案書の提出期限

2025年9月12日（金）午後5時（必着）

- (3) 提出書類（6部）

- ・会社（企業）の概要書（パンフレット等）（任意様式）
- ・設計業務の配置予定技術者の施工経験（様式6、6-1）
- ・工事監理・管理の配置予定技術者の施工経験（様式7、7-1）
- ・企画提案書（任意様式）
- ・機器の保守体制等に関する提案書（任意様式）
- ・工事スケジュール案（任意様式）
- ・見積書（様式8 ただし、1部正本・捺印、残りはコピーで可）

※参加申込があった事業者について、審査のうえ参加要件を満たしていない事業者は失格とし、その理由を通知する。

8. 企画提案書の内容について

- (1) 企画提案内容については以下の項目について作成すること。

- ◎「エレベーター改修工事の施工方法」
- ◎「工事期間中のエレベーターの利用期間及び利用時間を確保するための施工方法」
- ◎「早期竣工を実現させるための方策」
- ◎「トータルコストの縮減方策」

- (2) 保守体制等に関する提案書

- ◎保証期間
- ◎保守点検内容
- ◎保守点検体制（緊急時の組織体制、部品供給体制）
- ◎保守点検費（2026年4月から10年間の見積書を作成して提出してください。）

- (3) 工事スケジュール案

工事期間中の詳細なスケジュール案を作成して提出すること。作成にあたっては日にち及び時間単位でエレベーターの利用可能、利用不可のスケジュール項目も付加して作成すること。

9. 審査方法

- (1) 審査方法は書類審査とする。
- (2) 審査期間：2025年9月16日～9月26日

10. 優先交渉権者の選定について

本公募に必要な資格を満たした応募者から提出された企画提案書を、当院の審査会で審査し、最優秀の評価を得た応募者を、優先交渉権者として選定する。尚、審査結果については2025年10月3日（金）以降に文書で通知する。

なお、優先交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその権利を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切るものとする。

- ① 他の応募者の応募作業を妨害した者
- ② 公募の不成立、契約手続きの遅延を目的として交渉権を得た場合
- ③ 他の交渉権者と連合した場合は、関係競争参加者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には、履行の既済部分を除き無効とする）
- ④ 交渉を拒否した場合
- ⑤ 整然・平穏たる交渉を不当に妨げる場合
- ⑥ 通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の際、順延を申し出た場合。（その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当）
- ⑦ 交渉中に辞退を申し出た場合
- ⑧ 交渉中に入札額を上回る価格を提示し、その合理的な理由を説明できない場合
- ⑨ 本院管理責任者において、交渉が不当に膠着状態に陥ったと判断された場合
- ⑩ 交渉開始日から起算して5営業日目の午後5時までに契約価格等が決定しなかった場合、また、交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い交渉日時を通知するが、本院経理責任者が、これ以上の交渉を行っても契約価格決定に至らないと合理的に判断した場合は、契約手続きそのものを打ち切る。

また、優先交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後執行される契約手続きは新規となり、今回の競争参加者に次回以降から排除するといった不利益は行われたい。ただし、上記項目に該当した者については、その後の契約参加に一定の制限を課す場合がある。

11. その他

- (1) 本プロポーザル参加者は、当院が追加資料の提出又はヒアリング等を要請した場合は応じること。
- (2) 質問受付期間の送付先
 - ① 質問書（様式3）は電子メールにて以下のアドレスに送付すること。
電子メールアドレス：kisogawa-byoin@city.ichinomiya.lg.jp
 - ② 本件にかかる質問は様式3により、2025年8月15日（金）午後5時までに電子メールの添付ファイルとして提出すること。件名は「エレベーター改修工事質問書」とし、本文には送信者等を明記すること。本文には質問を記載しないこと。また、提出し

た場合は必ず本院担当へ受信確認の電話をすること。なお、質問に対する回答は、2025年8月22日（金）午後5時までに回答する。ただし、電子メールで行うことができない場合、別途回答方法を連絡する。

- (3) 当公募への応募に際し知りえた情報などは他に漏らさないこと。
- (4) プロポーザルへの参加辞退については「プロポーザル参加辞退届（様式4）」を提出すること。
- (5) 企画提案書及び見積書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書及び資料は返却しない。ただし、無断で他に使用することはない。
- (7) その他、実施要領に定めのない事項は、担当者が別途指示する。